

がん対策推進基本計画の 見直しについて

平成24年2月6日

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室

がん対策推進基本計画の見直しについて

- がん対策推進基本計画は、がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき、政府が策定するものであり、平成19年6月に、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めた。
- 基本法において基本計画は少なくとも5年ごとに必要に応じて変更することとされており、がん対策推進協議会の意見を聴き、見直しを行うものである。
- また、専門的な知見を要する分野である「小児がん」、「緩和ケア」、「がん研究」については協議会の下に専門委員会が設置され、報告書が協議会へ提出された。
- 今後のスケジュール(案)

2月1日	第31回がん対策推進協議会(基本計画素案の提示)
3月1日	第32回がん対策推進協議会(基本計画案の提示)
3～4月	パブコメ
4～5月	省内全部局、全省庁協議
5～6月	閣議決定

全体構成(案)

(赤字が現行の基本計画からの修正箇所)

はじめに

第1 基本方針

1. がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施
2. 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施
3. 目標とその達成時期の考え方

第2 重点的に取り組むべき課題

1. 放射線療法・化学療法・手術のさらなる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進
3. がん登録の推進
4. 働く世代や小児へのがん対策の充実

第3 全体目標

1. がんによる死亡者の減少(年齢調整死亡率(75歳未満)20%減)
2. すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

第4 分野別施策と個別目標

1. がん医療

- ① 放射線療法・化学療法・手術のさらなる充実とチーム医療の推進
 - ② がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
 - ③ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - ④ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
 - ⑤ 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
 - ⑥ その他
(病理、リハビリテーション、希少がん)
2. がんに関する相談支援と情報提供
 3. がん登録
 4. がんの予防
 5. がんの早期発見
 6. がん研究
 7. 小児がん
 8. がんの教育・普及啓発
 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

見直しのポイント(案)

(1) 全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を追加。

がん患者やがんの経験者は身体的な痛みのみならず、不安などの心の問題、家族や周囲の人との関係、就労や経済負担など多様な「痛み」を抱えていることから、がん患者・経験者を社会全体で支え、安心して暮らせるような社会を構築するための取組を推進する。

(2) 重点課題に「働く世代や小児へのがん対策の充実」を追加。

我が国で死亡率が上昇している女性のがんへの対策、就労に関する問題への対応、働く世代の検診受診率の向上、小児がん対策等への取組を推進する。

(3) 分野別施策に主に以下を追加・修正。

①小児がん：小児の病死原因1位である小児がんについて小児がん拠点病院(仮称)の整備、全国の中核となる機関のあり方の検討等の新たな取組を実施する。

②がんと診断された時からの緩和ケア：従来の「治療の初期段階」からの緩和ケアからより早期から適切な緩和ケアを実施するため「がんと診断された時」からの緩和ケアへ変更。

③がんの教育・普及啓発：国民・患者・家族等への普及啓発に加えて、子どもに対する健康教育全体の中でのがん教育のあり方を検討し、関係者の協力を得ながら子どもに対するがん教育を進める。

④がん患者の就労を含む社会的な問題：就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組：いわゆる「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」の問題について、引き続き、医薬品・医療機器を早期開発・承認等に向けた取組を着実に進める。

⑥がんの予防：成人喫煙率の低下、受動喫煙防止の数値目標を設定。